令和４年８月９日

郡 市 区 等 医 師 会　御中

大阪府医師会

（公印省略）

「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイト
仮ＩＤ・アカウント一括発行及び架電の実施に関する会員への周知について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今般、日本医師会より標記に関して連絡がありました。

オンライン資格確認につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年４月から導入を原則として義務付ける」との政府方針が示されておりますが、本件の「原則」と「例外」の範囲等、詳細については検討中であり、内容が決まり次第速やかに周知を行うとしています。

令和４年８月９日付、厚生労働省保険局医療介護連携政策課の事務連絡では、
厚生労働省の早期導入促進に向けた取組として、医療機関等向けポータルサイト
（https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/）に未登録の医療機関等に対して、

・ダイレクトメールの発送（別添参照）を 8 月 10 日目途に実施すること
・架電（社会保険診療報酬支払基金名での連絡）を実施していること

のご案内となります。

架電につきましては、医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録や顔認証付きカードリーダーの申込みを促す内容で、「社会保険診療報酬支払基金」名で、社会保険診療報酬支払基金本部が設置しているコンタクトセンターの運営業務の委託先が実施しているとのことです。

日本医師会としては、

・将来的に全ての医療機関にオンライン資格確認が導入されれば、全国の医療機関が安全に繋がる医療専用のネットワークが構築されることとなり、このネットワーク基盤の活用が、国民・患者への安全・安心で良質な医療提供に繋がるとの考えから、オンライン資格確認の推進に協力する立場をとっている。
・「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、原則として義務化という文言が記載されたことにより、2021 年 3 月まで行われていた、限度額までの全額補助を強く求めるとともに、2022 年 4 月に新設されたオンライン資格確認に関連した診療報酬加算についても、より算定しやすいものになるよう意見を申し述べている。
・オンライン資格確認の導入が困難な医療機関や事例もあるため、2023 年 4 月以降の地域医療提供体制に支障を来さないような対応を求めている。

としています。

また、日本医師会では、ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」を設置し、いただいた情報を厚生労働省と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行っているとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂き、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html

【問い合わせ先】
〇オンライン資格確認等コールセンター
電話：０８００－０８０４５８３

担当事務局：
大阪府医師会
保険医療課（電話 06-6763-7001）
総務課企画室（電話 06-6763-7021）